

専門委員会の設置について

平成28年4月19日

国土審議会計画推進部会決定

(最終改正 令和元年5月21日 国土審議会計画推進部会決定)

国土審議会計画推進部会の調査審議の円滑化を図るため、別紙設置要綱により、国土審議会計画推進部会に専門委員会を置く。

企画・モニタリング専門委員会設置要綱

平成28年4月19日
国土審議会計画推進部会決定

(設置)

- 1 国土審議会計画推進部会（以下「部会」という。）に企画・モニタリング専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 2 委員会は、国土形成計画（以下「計画」という。）の推進に関し、計画のモニタリングに関する事項及び計画の推進に関する重要事項（他の委員会の所掌に属するものは除く。）について調査し、その結果を部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(小委員会の設置)

- 7 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるための小委員会を置くことができる。
- 8 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 9 小委員会に、座長を置き、小委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 10 座長は、小委員会の事務を掌理する。

(庶務)

- 11 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

(雑則)

- 12 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成28年4月19日から施行する。

国土管理専門委員会設置要綱

平成28年4月19日
国土審議会計画推進部会決定

(設置)

- 1 国土審議会計画推進部会（以下「部会」という。）に国土管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 2 委員会は、国土形成計画の推進に関し、人口減少下における持続可能な国土の管理・利用を推進するための施策のあり方について調査し、その結果を部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(小委員会の設置)

- 7 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるための小委員会を置くことができる。
- 8 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 9 小委員会に、座長を置き、小委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 10 座長は、小委員会の事務を掌理する。

(庶務)

- 11 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

(雑則)

- 12 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成28年4月19日から施行する。

国土の長期展望専門委員会設置要綱

令和元年5月21日
国土審議会計画推進部会決定

(設置)

- 1 国土審議会計画推進部会（以下「部会」という。）に国土の長期展望専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 2 委員会は、人口減少の進行、急速な高齢化等を踏まえた国土の長期展望を行い、将来的な国土の重要課題について調査し、その結果を部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

- 7 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

(雑則)

- 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は令和元年5月21日から施行する。